ご回覧お願いします

２０２５年１０月吉日

総合福祉制度『きずな』ご加入者　　様
訴 訟 費 用 保 険 ご 加 入 者　　様

山形県学校生活協同組合

定年延長に伴う一部制度のお取り扱い内容改正について

（総合福祉制度『きずな』の長期療養収入補償制度・リビングリスクと訴訟費用保険）

拝啓　清秋の候、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、学校生協の運営に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、公務員の定年につきまして、令和５年度から段階的に引き上げられ６５歳まで延長されることになっております。しかし昨年度までの保険につきましては、学校生協組合員を継続した上で県控除可能な再任用にて勤務しているにもかかわらず、一部（損害保険部分）保険の継続加入が出来ない状況となっておりました。

この度、ご退職された先生方からも継続加入を希望される声が多かったため、総合福祉制度『きずな』の損害保険部分（長期療養収入補償制度・リビングリスク総合補償制度）と訴訟費用保険ついて、ご退職後も引き続き再任用で県控除ができる場合に限り、継続加入が可能となりましたのでお知らせいたします。

つきましては、お忙しい中大変恐縮ではございますが、回覧等にてみなさまにご周知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

≪　総合福祉制度『きずな』と訴訟費用保険のご退職時のお取り扱いついて　≫

※変更点※

①【退職後も学校生協組合員を継続の上、再任用で勤務の場合】
→ 県控除可能な場合に限り、すべての制度が自動継続となります。
※ 県控除ができない場合は、長期療養収入補償制度・リビングリスク総合補償制度・訴訟費用保険は自然脱退、その他は自動継続となります。（下記②と同様）

②【退職後も学校生協組合員を継続の場合】　→　口座登録後、口座引落にて一部継続可能。

自動継続になる制度

・グループ共済「きずな 」　・医療保障保険制度
・きずな給付継続コース　・メディカルＯＮＥ＋
・医療費支援制度　・重病克服支援制度

自然脱退になる制度

・長期療養収入補償制度
・リビングリスク総合補償制度
・訴訟費用保険

※ 自動継続になる制度でご解約をご希望の場合は、別途解約届にご記入いただく必要があるため、学校生協へご連絡ください。

③【学校生協組合員を脱退の場合】　→　すべての制度は自然脱退となります。

以上

※ ご解約の場合またはご不明な点等ございましたら、下記までご連絡ください。

ＴＥＬ　：　０２３－６４７－５６３５（　学校生協　）